

被保護者就労準備支援事業実施要綱
(和歌山県被保護者自立支援プログラム事業)

1 事業の目的

この事業は、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者又は、ひきこもり状態にある者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業を実施し、就労の可能性を高めることなどを目的として実施する。

2 実施主体

実施主体は和歌山県とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立、かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他、和歌山県知事が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 支援対象者

(1) 本事業の支援対象者は、被保護者のうち以下の要件を全て満たす者とする。

ア 和歌山県内の振興局管内（以下「保護の実施機関」という。）において生活保護を受給している者

イ 保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。）であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれると保護の実施機関が判断した者

ウ ボランティア活動を行うにあたり、健康上問題がないと医師等が判断した者

エ 事業受託者との事前協議において受入可能と判断された者

オ 本事業に参加することに同意している者

4 事業内容

(1) 実施内容

都道府県等が実施する場合も委託による場合も以下により実施することとする。

ア 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

イ 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

ウ 上記ア及びイに関する支援は、エに基づき、利用者の状況に応じて行う。

エ 支援を実施するに当たっては、支援を効果的・効率的に実施するため、対象者ごとに抱える課題や目標、支援の具体的内容を設定する。

また、対象者の状況や支援の実施状況について定期的に評価を行い、必要に応じて目標や支援内容の見直しを行うと伴に、支援対象者の就労意欲が一定程度醸成される等により、就労に向けた準備が整ったと判断される場合は、「就労支援員」に繋ぎ、ハローワークへの同行訪問など、必要な支援を実施するものとする。

5 支援期間

本事業における支援対象 1 人に対する支援期間は、2ヶ月以内とする。ただし、保護の実施機関と事業受託者が協議の上、必要と判断した場合は、1ヶ月以内を限度に延長することができる。

6 職員の配置

事業受託者は、支援対象者へのボランティア活動等の支援を適切に行うことができる人材を配置しなければならない。

7 業務の報告

事業受託者は、支援期間の満了等により支援を終了した時点で、保護の実施機関に報告書を提出するものとする。

8 委託費

委託費は、次の表に掲げる基本費と送迎費（事業受託者が、支援対象者を4（1）に掲げる支援を行う場所まで送迎する必要がある場合の送迎費相当額）を合わせた金額を単価とする。

なお、月額単価に支援月数、又は日額単価に支援日数を乗じて得た金額に、

消費税及び地方消費税として当該金額に同税率を加算した金額を支払う。

	右記以外の事業受託者	ひきこもりサポート事業と一体的に実施する事業受託者
基本費	支援対象者1人当たり1月につき20,000円(支援対象者のボランティア保険加入費を含む。)	支援対象者1人当たり1日につき5,100円(支援対象者のボランティア保険加入費を含む。)
送迎費		支援対象者1人当たり[支援対象者宅から支援場所までの片道の距離(km単位。1km未満の端数は切り捨て)]×2(往復の送迎を行う場合のみ)×38円×[延べ日数]

9 実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけた上で、就労支援プログラムを策定すること。
- (2) 就労体験の利用者は、労働性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入させる。
- (3) 本事業の実施に当たっては、「被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」(平成27年4月9日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照すること。
- (4) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。
- (5) その他具体的な手続き等は、別途要領で定める。

附 則

この要綱は平成27年4月9日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。